

Re-DISCOVER HYOGO 兵庫の魅力再発見コンテンツ造成事業委託業務に係る 公募型プロポーザル募集要綱

1 目的

インバウンドをはじめとする長距離旅行の縮小が続く中、県内観光産業を維持し活性化させるためには、国内、特に県内及び近隣府県からの誘客を促進することが必要である。

それらリピーター層に対して、県内各地の魅力を今までとは違った観点から提案し、さらなる訪問及び滞在を促すためには、新たなコンテンツの掘り起こしと周遊滞在化に対応することが求められる。

新型コロナウィルス感染症で大きな影響を受けた地域経済の回復と、観光を通じたサステイナブルな地域社会の現実を目指し、「Re-DISCOVER HYOGO」をコンセプトとして、各地域の『地域資源』を持続可能な観光コンテンツに育て磨き上げる事業を実施・展開する。

2 募集の概要

(1) 委託業務名

Re-DISCOVER HYOGO 兵庫の魅力再発見コンテンツ造成事業委託業務

(2) 委託業務内容

「歴史、伝統工芸」・「食、温泉」・「自然、景観」・「芸術、文化」・「スポーツ・アクティビティ」のテーマ毎にコンテンツを開発する。詳細は、別紙「仕様書」のとおり

(3) 委託業務期間

契約締結日から令和4年3月15日（火）まで

(4) スケジュール

令和3年4月23日（金）	参加募集及び質問受付開始
令和3年4月30日（金）	質問受付終了
令和3年5月20日（木）	参加表明書及び企画提案書提出期限
令和3年5月28日（金）	プレゼンテーション
令和3年6月2日（水）	審査結果通知

3 プロポーザルの参加資格

本案件への応募者は、次に掲げる各号の全てに該当するものとする。

- (1) 宗教又は政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団の統制の下にある団体等でないこと
- (2) 兵庫県の入札参加資格制限の基準（地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に基づく）による資格制限を受けていない団体等であること
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続き開始の申し立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者
- (4) 民事再生法（平成11年法第225号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画許可決定がなされていない者
- (5) 事業の実施にあたり、当本部との打ち合わせなどに適切に対応できること
- (6) 業務内容について守秘義務を遵守できること

- (7) 複数の者がグループを構成して申請する場合は、次の事項に注意すること
- ア 代表者を選出し、応募等委託者とのやり取りについては代表者が行うこと
 - イ 申請書の記名押印等については、全ての構成者が行うこと
 - ウ 申請については、1者につき1提案に限る。また、グループの構成者は他のグループの構成者となり又は単独で申請を行うことはできない。
- なお、代表者及びその構成者は上記の（1）～（6）のすべてを満たすこととする。

4 応募書類の提出

応募を希望する者は、提出書類に必要事項を記入し、下記のとおり提出すること

（1）提出書類

- ア 参加表明書（様式第1号） 1部
- イ 会社概要及び業務実施体制調書（様式第2号） 1部
- ウ 暴力団の排除に関する誓約書（様式第3号） 1部

※様式については、提出日時点において記載すること

（2）受付期間・受付時間

令和3年4月23日（金）から5月20日（木）まで（休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分までとする。

（3）提出先

本文書末記の提出先に提出すること

持参又は郵送により提出すること。電送（FAX、電子メール）による提出は受け付けない。なお、郵送の場合は申請受付期間内必着とする。

（4）提出書類の配布方法

公益社団法人ひょうご観光本部のホームページに掲載する。

5 企画提案説明会について

企画提案説明会は実施しない。

6 質疑応答

（1）質疑応答については、次のとおり。

ア 提出方法

質問は質問書（様式第4号）に記載し、受付は電子メールで送信するものに限る。また、必ず受信を電話で確認すること。なお、電話による質疑は一切受け付けない。

イ 受付期間・受付時間

令和3年4月23日（金）から同月30日（金）まで（休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分までとする。

ウ 提出先

本文書末記の提出先に提出すること。

（2）（1）の質問書に対する回答書は、電子メールで送付する。なお、回答は参加者全員に知られる場合がある。

7 応募者が1者である場合の措置

- (1) 応募者が1者であっても、企画審査を実施する。
- (2) 応募者がいなかった場合は、再度公告し、参加表明に関する書類の提出期限を延長する。
この場合、必要に応じてスケジュールの変更を行うものとする。

8 提案書の提出（審査関係）

(1) 提案書

ア 企画提案書（様式第5号）

※ただし、企画提案書の記載項目を満たしていれば、A4版20ページ以内の任意様式でも可

イ 見積書（様式は任意）

※別紙「仕様書」記載の4.業務の内容を参考に、業務項目ごとの内訳を記載すること

(2) 提出部数

10部（正本1部、副本9部）

(3) 受付期間・受付時間

令和3年4月23日（金）から5月20日（木）まで（休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分までとする。

(4) 提出先及び提出方法

本文書末記の提出先に提出すること

持参又は郵送により提出すること。FAX、電子メールによる提出は受け付けない。なお、郵送の場合は提出受付期間内必着とする。

(5) 注意事項

ア サイズは原則A4版とし、左上1箇所をホチキス止めすること

イ 当本部が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合がある

9 予算額

17,950千円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

※提案者の提示額は、提案に当たっての目安（上限）となる額であり、契約額はプロポーザル実施後に別途締結する委託契約書によるものとし、提案者が提示した額とは必ずしも一致しない。

10 受託者の選定方法

(1) プレゼンテーション

提案者によるプレゼンテーションを実施し、企画提案の内容、事業の実施能力等を選考委員会で審査の上、最優秀提案者を選定する。

ア 令和3年5月28日（金）を予定しており、詳細は後日通知する。発表時間（質疑応答時間を除く）は20分以内とする。

※新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、オンラインで実施する場合もある。

イ 企画提案書は提出期限までに提出したものを見込対象とし、追加資料等の受理はしない。

ウ 審査結果については、参加者に対して電子メールにて速やかに通知するとともに、公益社団法人ひょうご観光本部のホームページで公表する。(令和3年6月上旬を予定)

(2) 評価の観点

企画、体制、実績及び価格の観点から総合的に評価する。

※別紙「企画提案 評価項目」参照

(3) 注意事項

事業実施においては、提案内容をベースに実施することとするが、内容及び時期については、協議のうえ変更する場合がある。

1.1 その他

- (1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨によるものとする。
- (2) 一度提出のあった書類については、原則として差し替えを認めない。
- (3) 提出された提案書は、業務関係資料の保存のため、返却しない。また、不採用となった提案者の企画は一切転用しない。
- (4) 提案書の作成、提出及び選考に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (5) 提案内容の著作権は提案者に帰属するが、受託者の選定のため、提出された提案書の写しを主催者が作成し、使用することがある。
- (6) 企画に際しては、業務委託先として採用されないこともある点に十分注意のうえ、関係者とトラブルがないようにすること
- (7) 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載すること
- (8) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
 - ア 関係書類の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかつたとき。
 - イ 関係書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
 - ウ 関係書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
 - エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
 - オ その他、選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき。
- (9) 企画審査で最高位の評価を受けた者が、参加要件を満たしていない場合は、契約締結ができないので注意すること。(この場合、次順位の者と契約を締結する。)
- (10) 参加申請手続きを行った後、都合により企画提案に参加しないこととなった者は、参加辞退届（様式第6号）を提出すること

【提出先、お問合せ先】

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁第1号館7階

公益社団法人ひょうご観光本部 担当：矢村、生田

TEL：078-361-7661 FAX：078-361-7662 Eメール：yamura@hyogo-tourism.jp